

美しい砂浜を守ろう！海浜清掃ボランティア登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が誇る美しい海と砂浜である弓ヶ浜を守り、未来へつなぐために市内の海浜清掃を行うボランティア（以下「海浜清掃ボランティア」という。）の登録制度を定め、もって海浜の環境美化を促進することを目的とする。

(清掃範囲)

第2条 海浜清掃ボランティアの対象となる清掃範囲は、別紙のとおりとする。

(登録対象者)

第3条 海浜清掃ボランティアに登録できる者は、環境の美化を目的に義務なく無償で年1回以上の海浜清掃を行う個人又は団体とする。

(登録申請)

第4条 海浜清掃ボランティアの登録を受けようとする者は、海浜清掃ボランティア登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、海浜清掃ボランティア登録台帳（様式第2号）に登録するとともに海浜清掃ボランティア登録証（様式第3号）を当該台帳に登録した者（以下「登録者」という。）に交付するものとする。

(登録期間)

第5条 海浜清掃ボランティアの登録期間は、登録した日の属する年度の3月31日までとする。ただし、市と登録者の双方に異議のない限り、登録期間満了の翌日から更に1年延長するものとし、その後も同様とする。

(登録変更)

第6条 登録者は、第4条第1項の規定により申請した事項のうち、名称（個人、団体）、代表者の氏名、住所又は連絡先に変更があったときは、速やかに海浜清掃ボランティア登録変更届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(登録抹消)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、海浜清掃ボランティア登録抹消通知（様式第6号）により、登録を抹消することができる。

(1) 登録者から海浜清掃ボランティア登録解除届（様式第5号）の提出があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市が登録者として不適格と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、当該登録者を海浜清掃ボランティア登録台帳から削除するものとする。

(活動の支援)

第8条 市長は、海浜清掃ボランティアに関して、次の用品を提供または貸与する。

(1) ボランティア用指定ごみ袋（参加者1人あたり2枚）

(2) 火ばさみ（参加者1人あたり1本）

(3) ビブス（参加者1人あたり1枚）

2 前項第2号及び3号に規定する用品は、清掃活動後に返還するものとする。

(方法)

第9条 登録者は、海浜清掃ボランティアの実施日の3日前までに海浜清掃ボランティア活動申請書（様式第7号）を提出し、実施日、ごみの集積場所及びごみの回収方法について、市と協議するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から実施する。